

市政



当初予算など60議案を可決 2月議会定例会閉会

スマート
フォンは
こちらから



2月議会定例会が3月27日に閉会しました。一般会計や8特別会計、下水道・水道・病院の各企業会計の令和6年度当初予算のほか、条例の改正など60議案を可決しました。

問 議会事務局議事課(☎025-226-3395)

暮らし



耐震診断・耐震改修費用 などに補助

スマート
フォンは
こちらから



昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、地震で倒壊しやすいことが分かっています。倒壊すると、命の危険や避難・救助の妨げになります。



まずは耐震診断をして、住宅の耐震性を確認しましょう。

種類	補助率	上限額	対象
耐震診断士派遣	実費の2/3を補助(延べ床面積280㎡以下の場合には全額補助)		次の全てを満たす住宅 ・昭和56年5月31日以前に建築された ・個人所有
耐震設計補助	1/2	10万円	・2階建て以下、延べ面積500㎡以下
耐震改修工事補助 ※令和6年能登半島地震で被災した住宅の傾斜修復を含む	2/3	120万円 (65歳以上の人のみの世帯などは150万円)	・木造戸建て ◆…所定の基準を満たし、65歳以上の人のみの世帯などに限る ◇…耐震改修工事や耐震シェルター・防災ベッド設置と同時にを行った場合に限り
◆耐震シェルター・防災ベッド設置補助	1/2	30万円	
◇耐震リフォーム工事補助	1/2	20万円	
家具転倒防止補助		7,000円 ※補助額は箇所数により決定	65歳以上の人のみの世帯など
被災ブロック塀等撤去工事補助	2/3	20万円	令和6年能登半島地震で被災し危険な状態となっているブロック塀などで、道路などに接しているもの ※撤去後に道路面からの高さが1m未満になる工事

申 4月15日(月)から所定の申請書を建築行政課(☎025-226-2841)へ ※補助金交付決定前に着手したものは対象外。案内、申請書は新潟市ホームページに掲載。建築行政課(市役所ふるまち庁舎)でも配布

地震で被災した住宅の修理の相談を受け付け

地震で被害のあった住宅の修理の方法や費用は、建築したハウスメーカーや工務店に相談してください。相談先が分からない場合は、下記に問い合わせてください。

新潟市建築組合連合会 ☎070-6510-0353

●受付時間 10時～17時

問 公共建築課(☎025-226-2880)

令和6年能登半島地震 関連情報

No.6

「調査済証」を持っている人は「り災証明書」の受け取りを

「り災証明書」は、「調査済証」に記載の調査日から5日経過していれば、いつでも受け取りの手続きができます。

問 税制課(☎025-226-1502)

4月以降の被災相談・申請窓口

受け付けできる主な支援制度は会場によって異なります。申請・相談に予約が必要な支援制度もあります。

●開設時間 9時～17時

●開設日 西・中央区…毎日▷北・江南・南・西蒲区…祝・休日を除く月～金曜▷東区…祝・休日を除く水・木曜▷秋葉区…祝・休日を除く月・火曜

問 市役所コールセンター(☎025-243-4894)



スマート
フォンは
こちらから

区	会場	受け付けできる主な制度
被災相談窓口	西区 ●4/14(日)まで 西総合スポーツセンター ●4/15(月)から 西区役所健康センター棟	り災証明書、生活再建支援金、水道・下水道免除、住宅の修繕・建替、家屋の解体・撤去
	中央区 市役所ふるまち庁舎6階(旧大和新潟店跡地)	り災証明書、生活再建支援金、水道・下水道免除、住宅の修繕・建替
そのほかの区	各区役所	り災証明書、生活再建支援金、水道・下水道免除

令和5年度固定資産税・都市計画税の減免

課税されている土地・家屋・償却資産に被害があった人は、固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。減免には申請が必要です。納付済みの場合は還付の対象になります。

●対象者 ①②のいずれかに該当する人

①り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けたが、証明書発行時に減免の申請をしていない

②下記のいずれかに該当する ※後日、訪問調査を実施

- ・住宅用家屋以外の家屋で①と同規模の被害がある
- ・庭や農地、駐車場などの土地に被害があり、使用に制限がある
- ・償却資産に被害があり、使用に制限がある

●減免の対象期間

- ・12期払いのうち、令和5年度1～3月期分
- ・一括払い・4期払いのうち、令和5年度第4期分

●申請方法 「減免申請書」と「納期限延長申請書」の提出が必要です。詳しくは、令和5年度の納税通知書に添付の「課税明細書」を用意し、問い合わせ先に連絡してください。

●問い合わせ先

土地・家屋※	東・中央・西区	資産税課 ☎025-226-2269(土地) ☎025-226-2273、025-226-2280(家屋)
	北・江南・秋葉区	資産税第1分室 ☎025-382-4032(土地) ☎025-382-4048(家屋)
	南・西蒲区	資産税第2分室 ☎0256-72-8216(土地) ☎0256-72-8231(家屋)
	償却資産	資産税課 ☎025-226-2277

※土地・家屋の所在する区で異なる

市報・区役所だよりは、新潟市LINE公式アカウントでも読むことができます。